

第4補給処公示第64号
令和8年4月10日

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第4補給処調達部長
宇賀 靖展

契約条項の一部改正について

- 1 目次 II 特約条項の以下を削除し、当該特約条項を廃止します。
 - (1) 30 「初度費の取扱いに関する特約条項」
 - (2) 31 「インセンティブ契約制度に関する特約条項」
 - (3) 32 「インセンティブ制度の適用を受ける契約に関する特約条項（原価改善提案書等に係る確認書によるコスト削減額を保証する契約に適用する特約条項）」
 - (4) 33 「インセンティブ制度の適用を受ける契約に関する特約条項（価格削減確認書による価格削減額を保証する契約に適用する特約条項）」
- 2 目次 II 特約条項に以下を追加し、当該特約条項を制定します。
 - (1) 41 「生産性向上推進制度に関する特約条項」（別紙第1）
 - (2) 42 「生産性向上推進制度の適用を受ける契約に関する特約条項（原価改善申請に係る確認書によるコスト削減額を保証する契約に適用する特約条項）」
（別紙第2）
 - (3) 43 「専用防衛生産用資産の取得及び管理に関する特約条項」（別紙第3）
 - (4) 44 「委託先専用防衛生産用資産に係る原価監査に関する特約条項」
（別紙第4）
- 3 目次 III 特殊条項 14 「工程改善等の支援に関する特殊条項」を追加し、当該特殊条項（別紙第5）を追加します。

生産性向上推進制度に関する特約条項

甲及び乙は、生産性向上推進制度に関し、次の特約条項を定める。

(生産性向上推進制度の目的)

第 1 条 生産性向上推進制度は、装備品等及び役務の調達価格の一層の低減を図ることを目的とした契約に基づく奨励制度であって、航空自衛隊第4補給処分任支出負担行為担当官（以下「分支担当官」という。）が、契約の相手方又は競争参加を予定する相手方（以下「契約の相手方等」という。）からの原価改善申請（原価改善取組によるコスト削減を原因としてこの制度の適用を申請することをいう。以下同じ。）に基づきその適用を決定した場合に、事後の契約について、コスト削減額を考慮した価格にコスト削減額の一部（インセンティブ）を加算して計算価格を計算することにより、調達価格の低減に関する契約の相手方等の意欲の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この特約条項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 装備品等 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第1項第13号に規定する装備品等をいう。
- (2) 生産管理 製品及び部品の生産を合理的かつ効率的に行うため、生産計画（製品及び部品の生産量並びに生産期限を計画することをいう。）、生産組織（生産計画に基づき経営資源を最大限に活用する体制を整えることをいう。）及び生産統制（生産計画を確認し、生産の改善を図ることをいう。）により行う生産の管理をいう。
- (3) 歩留率 特定の製品又は部品の生産において、その元となる素材又は部品の投入量から期待される生産量に対して、実際に得られた生産量の比率をいう。
- (4) 原価改善取組 計算価格の計算時に提出された見積資料に反映されていなかった技術、アイデア又は製造ノウハウに基づく生産の工程、生産管理その他の契約履行方法の変更又は習熟度、歩留率その他の指標に示される生産効率の向上により、製品又は部品の製造原価を目標となる水準まで引き下げるために乙（乙の下請負企業を含む。）が行う取組をいう。
- (5) コスト削減 原価改善取組により製造原価の一部が削減されることをいう。
- (6) コスト削減額 原価改善取組により削減される製造原価の削減額（初度費その他国若しくは地方公共団体の予算に基づく補助金、助成金等の支弁を受けた治工

具、機械、設備等（消耗品を含む。）又は防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第7条の規定による財政上の措置を受けた設備（同法第4条第1項に規定する特定取組の実施が完了したものを除く。）を導入して効率化された部分を除く。）をいう。

- (7) 仕様書等 仕様書及び仕様書を補足する細部資料をいう。
 - (8) 申請契約 乙が、この特約条項に基づき原価改善申請を行い、原価改善取組によるコスト削減額を確定する契約をいう。
 - (9) 対象契約 申請契約において算定されたコスト削減額に基づくインセンティブ料が適用される契約をいう。
 - (10) 基準契約 申請契約又は対象契約における前例となる同一の工程等を含む装備品等又は役務に係る契約（契約の履行条件が異なり、比較の基準とすることが不相当であるものを除く。）をいう。
 - (11) 対象工程等原価 製造原価のうち、原価改善取組の対象としてコスト削減が行われた工程等に係る部分のコスト削減後の原価をいう。
 - (12) 原価監査付契約 甲が行う原価監査によって、契約金額の代金又は超過利益を契約の締結の事後に確定することとしている契約をいう。
 - (13) 一般確定契約 原価監査付契約を除く、契約金額（契約金額を変更された場合には、当該変更金額をいう。）をもって契約相手方に支払われる代金の金額を確定することとしている契約をいう。
 - (14) 補填インセンティブ料 原価改善取組によりコスト削減が実現したことに伴い減少する利益を補填するために付与されるインセンティブ料をいう。
 - (15) 報奨インセンティブ料 原価改善取組によりコスト削減が実現したことに伴い報奨として付与されるインセンティブ料をいう。
- （制度適用の申請）

第3条 乙は、次の各号に掲げる契約について、甲に生産性向上推進制度の適用申請を行うときは、入札及び契約心得（公示第45号20.5.29）において定める手続きに従い、別紙様式第1の原価改善申請書（以下「申請書」という。）を甲に提出するものとする。

- (1) 現にこの特約条項が付されている契約（納期（納期が猶予された場合は猶予期限）到来の30日前以前であるものに限る。）
- (2) この特約条項を付す条件で現に公募又は公示中である契約
- (3) 過去にこの特約条項が付された契約と同一の工程等を含む装備品等又は役務に係る契約その他のこの特約条項を付すことが想定される契約

2 原価改善申請に係る原価改善取組は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 契約履行方法の変更による原価改善の場合にあっては、契約履行方法に変更があることが明白であること。

イ 生産効率の向上による原価改善の場合にあっては、原始伝票、原価元帳等の帳票類により、特定の工程又は製品若しくは部品に係る計数の改善が客観的に確認できること。

(2) 原価改善取組に起因して納期に変更が生じていないこと。ただし、原価改善取組に起因する納期が、事後の部隊運用又は整備若しくは補給に係る業務に著しい支障を生じさせるものではないものとして、調達要求元が納期の変更を認めた場合は、この限りではない。

(3) 前号のほか、原価改善取組に起因して仕様に変更が生じていないこと。ただし、原価改善取組に起因する仕様の変更が、装備品等の機能若しくは性能又は役務の効果を低下させるものではない場合であって、事後の部隊運用又は整備若しくは補給に係る業務に著しい支障を生じさせるものではないものとして、調達要求元がこれを認めたときは、この限りでない。

3 乙は、第1項第1号の期間を除く任意のときに、原価改善申請に合わせて、又はこれとは別個に、甲に対し、乙の原価改善取組における工程改善等について、甲が調達する部外力による助言を要望することができる。

(制度適用の決定)

第4条 甲は、乙から申請書が提出された場合は、当該申請書の内容を審査し、当該申請書に係る原価改善取組について生産性向上推進制度を適用するか否かを決定し、その結果を乙に通知するものとする。この場合において、生産性向上推進制度を適用しないとき、又は生産性向上推進制度の適用に条件を付すときは、その理由を示した上で乙に通知するものとする。

2 甲は、原価改善申請に係る装備品等の製造又は整備、修理、改造等の役務を行った後に、当該装備品等の機能又は性能が低下していないことを確認する試験（以下「確認試験」という。）を行う必要があると判断した場合には、前項の条件として、乙に対し、確認試験の実施を求めることができる。

3 甲は、原価改善申請に係る原価改善取組が第3条第2項第3号ただし書きに該当する場合には、申請契約に係る仕様書等の変更が正式に合意されることを第1項の条件とするものとする。

4 甲は、第1項の通知を、原則として、申請書の提出日から20日以内に行うものとする。ただし、甲が、原価改善申請について調達要求元に照会する場合には、30日以内に行うものとする。

5 前項の規定にかかわらず、分支担当は、原価改善申請が第3条第1項第2号又は

第3号に掲げる契約について行われた場合であって、前項の期限が当該契約の締結の日から7営業日を経過する前に到来するときは、第1項の通知を契約締結の日から7営業日以内に行うことができる。

6 前2項の日数には、甲が乙に対し、申請書について、補正若しくは差替え又は不足する資料若しくは情報の提出若しくは提供を求めた日から、当該補正若しくは差替え又は追加の提出若しくは提供があった日までの日数を含まない。

7 前各項の規定にかかわらず、甲は、当該規定による期限までに第1項の通知を行うことが相当困難である正当な理由があるときは、延長後の期限と延長の理由を文書によって乙に通知することによって、当該期限を延長することができる。

(確認書の交換)

第5条 甲及び乙は、甲が前条第1項の通知を行った場合には、遅滞なく、別紙様式第2により、契約の相手方等との間で、当該原価改善申請に基づき生産性向上推進制度を適用する条件を確認する書面（以下「確認書」という。）を相互に取り交わし、次の各号の事項を確認するものとする。

(1) 対象契約の範囲

(2) 生産性向上推進制度の適用期間（確認書の交換日をもって始期とする。）

(3) 原価改善の方法

(4) 原価改善取組に係る調達数量

(5) 原価改善取組によるコスト削減額

(6) コスト削減後の対象工程等原価

(7) 前号のうち直接材料費及び直接経費の額

(8) 第6号のうち加工費の額及び該当工数

(9) 適用期間中の各年度におけるインセンティブ料（インセンティブ料の算出の方法は、第7条の規定による。）

(10) 対象契約の取扱いに関する事項（第10条第2項又は第3項に関する事項を明らかにする。）

(11) その他の必要な事項

2 甲及び乙は、確認書を取り交わした場合には、申請契約に生産性向上推進制度の適用を受ける契約に関する特約条項（以下「実施特約」という。）を付すものとする。

3 確認書を取り交わし、又は実施特約を付す時点において第1項第4号から第8号までの数値の確認又は算定を終わっていない場合には、確認書又は実施特約における当該数値及び第1項第9号のインセンティブ料は、当該確認又は算定の後に定めるものとする。

4 乙は、第4条第1項の通知を受領した場合であっても、第1項各号に掲げる確認

事項に合意できないときは、書面により、確認書の交換を拒否することができる。

- 5 甲及び乙は、第4条第3項の場合において、確認書を取り交わしたときは、申請契約その他現に履行中の対象契約に係る仕様書等の変更に必要な事項を別に協議して定め、所要の契約変更の措置を執るものとする。
- 6 乙は、申請契約以降の他の契約において申請契約と同一の原価改善取組を深掘りすること等により、前各項の規定により確認し、合意していたコスト削減額を増加させた場合には、甲に対し、コスト削減額の増額変更を申し込むことができる。この場合において、甲は、当該追加的なコスト削減の状況を改めて調査し、その事実を確認したときは、第3項に規定する各数値を再算定し、確認書及び実施特約を変更するものとする。

(確認書の取消し)

第6条 甲は、確認書において確認した原価改善取組の実施によってコスト削減が実現しない、仕様書等に定める機能及び性能を満たすことができない等の正当な理由により、乙が確認書の取消し及び実施特約の解除を求めた場合には、これに応ずるものとする。

- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、確認試験の実施により、原価改善申請の実施が仕様書等に定める装備品等の機能又は性能を低下させることが明らかになった場合には、確認書を取り消し、実施特約を解除することができる。
- 3 前2項の規定により確認書等が取り消し等された場合における生産性向上推進制度の適用期間は、当該取消し等の日を以って終了するものとする。
- 4 第1項又は第2項の規定により確認書等の取消し等を行う時点において、仕様書等の変更による契約変更を既に行っている場合又は原価改善申請に係る原価改善取組の実施を前提とした仕様書等により契約を締結している場合には、甲及び乙は、速やかに、当該原価改善取組を実施しない場合の仕様書等に戻し、所要の契約変更の措置を執るものとする。
- 5 甲及び乙は、前各項の規定により確認書を取り消し、又は実施特約を解除した場合においても、原価改善申請に係る原価改善取組を実施しない場合の契約金額に戻し、その他増額するための契約変更を行わないものとする。

(インセンティブ料)

第7条 甲は、乙と対象契約を行うときは、当該契約におけるコスト削減額の範囲内において、次の計算式により計算する補填インセンティブ料に次項の規定による報奨インセンティブ料を加えて得た調達数量当たりの総インセンティブ料を、対象契約における調達数量に応じて調整し、これを対象契約に係る計算価格（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）第2条第4号に規定する計算価格をいう。）における利益の一部として認めるものとする。

補填インセンティブ料＝申請契約における調達数量当たりのコスト削減額
×対象契約の利益率

- 2 報奨インセンティブ料は、第4条第1項の通知を行った日（以下「通知日」という。）の属する年度を通知年度とし、当該通知日の属する年度の翌年度を経過年数1年度目として、原価改善申請ごとに5年度目までの間について、申請契約における調達数量当たりのコスト削減額に次の表の率を乗じた額とする。ただし、申請契約の製造原価相当額に対するコスト削減額の割合（以下「削減割合」という。）が2パーセントを超える場合には、報奨インセンティブ料の付与期間を1年延長し、以降追加して2パーセント超えるごとにさらに1年延長するものとする。

（単位：パーセント）

通知当年度	通知日の翌年度からの経過年数					
	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	延長期間中
75	70	65	60	55	50	

- 3 申請契約が複数の契約から成る場合における前号の削減割合は、当該複数の契約の契約金額の総額に対するコスト削減額の割合とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、第3条第4項の規定により乙が甲に要望した部外力を甲が調達した場合における報奨インセンティブ料は、その付与期間を通して50パーセントとする。

（確認試験）

第8条 乙は、第4条第2項の規定により確認試験を実施する場合には、確認試験の実施要領を甲に提出するとともに、甲の求めに応じ、甲の職員を当該確認試験に立ち合わせなければならない。

- 2 乙は、前項の確認試験の終了後、速やかに、乙が原価改善申請を行った原価改善取組を適用して装備品等の製造又はその整備、修理、改造等の役務を実施することが、当該装備品等の機能又は性能を低下させる影響を生じさせるものでないか否かを明らかにした確認試験結果報告書を甲に提出しなければならない。
- 3 甲は、前項の確認試験結果報告書において、当該装備品等の機能又は性能を低下させる影響が確認された場合には、確認書を取り消し、生産性向上推進制度の適用を中止することができる。この場合において、契約金額は、これが原価改善取組によるコスト削減額を反映した金額であるときにおいても、これを当該コスト削減額を反映しない金額に増額する契約変更を行うことはできないものとする。
- 4 確認試験に係る費用は、乙の負担とする。ただし、甲は、確認試験の実施後の各対

象契約において、当該契約に係るコスト削減額とインセンティブ料の差額の範囲において、当該費用を「原価改善確認試験料」として償却させ、計算価格の算定における販売直接費の一部として認めるものとする。

(申請契約の取扱い)

第 9 条 甲及び乙は、申請契約が原価監査付契約である場合には、確認書において確認するコスト削減額又はインセンティブ料を反映した額をもって支払代金を確定するものとする。ただし、当該申請契約が極度額を設定した原価監査付契約であるときのインセンティブ料の加算は、原契約による上限の範囲内で行わなければならない。

2 甲及び乙は、申請契約が一般確定契約である場合には、確認書において確認するコスト削減額又はインセンティブ料の多寡にかかわらず、生産性向上推進制度の適用を原因として契約金額を変更する契約変更は行わないものとする。

(対象契約の取扱い)

第 10 条 生産性向上推進制度の適用は、乙に対して事後の契約の締結を保証するものではない。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、対象契約が次の各号のいずれかに該当することを甲が確認した場合であって、甲が新規参入を募る公示を行ったにもかかわらず新規参入者が確認されなかったときは、当該契約を随意契約により行うことができる。

(1) 対象となる契約の履行に特殊な技術又は設備等が不可欠であるため、甲が過去2年間において実施した当該契約と同一の装備品等又は役務の契約に係る入札、企画競争又は公募において、乙以外の者による応札又は応募がなく、かつ、甲による業態調査によっても、引き続き乙以外の応札又は応募の見込みがないと認められる場合

(2) 申請契約における削減割合が2パーセントを超える場合であって、確認書等に基づき、事後の契約についても同等以上のコスト削減が期待される時

3 乙は、前項の適用について、甲に対し、申請契約の契約方式（一般競争契約、指名競争契約又は随意契約の別をいう。）に応じ、確認書において、次の各号に掲げる事項を確認することを求めることができる。

(1) 申請契約が随意契約である場合 申請契約について甲が随意契約の方式を採用したこととなった前提条件に変更のない限り、対象契約は、乙との随意契約により行うことを基本とすること

(2) 前号以外の場合 甲が行う公示により新規参入者が確認されない限り、対象契約は、乙との随意契約により行うことを基本とすること

4 甲及び乙は、確認書の交換日以降に対象契約を締結する場合には、当該契約に、この特約条項のほか、実施特約を付すものとする。

(原価改善取組に係る知見の保護及び使用)

- 第 11 条** 甲は、確認書において確認した原価改善取組に係るコスト削減に資する知見について、乙の同意なく、第三者にその内容を開示し、又は使用させてはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、原価改善申請書又は確認書に記載された情報（当該文書の別添資料に記載された情報であって、第三者への開示を不可とする旨が表示されている部分（当該別添資料の全体である場合を含む。）に記載されているものを除く。）については、前項の同意が得られているものとみなす。
- 3 前2項の規定にかかわらず、甲は、生産性向上推進制度の適用期間を終了した原価改善取組に係るコスト削減に資する知見を、甲が行う他の調達におけるコスト削減のために無償で使用することができる。ただし、当該知見のうち乙の知的財産権、著作権その他の排他的権利により保護される部分については、この限りでない。
- 4 前各項の規定にかかわらず、第3条第3項の規定により乙が甲に要望した部外力を甲が調達した場合における原価改善取組に係るコスト削減に資する知見の取扱いは、「工程改善等の支援に関する特殊条項」に定めるところによる。

(虚偽の資料の提出等に対する違約金)

- 第 12 条** 乙は、甲が生産性向上推進制度の適用を決定するに際して、乙が真正な資料を提出若しくは提示せず、又は真実を説明していなかったことを甲が確認した場合には当該決定に係る申請契約及び対象契約に計上された全てのインセンティブ料の2倍の金額を、違約金として甲に支払わなければならない。ただし、乙が過失（重過失を除く。）により不真正な資料を提出し、若しくは提示し、又は不実の説明を行ったときは、この限りでない。
- 2 前項の違約金の支払いは、甲の損害賠償請求権及び不当利得返還請求権の存否及び範囲に影響を及ぼさない。

原価改善申請書

- 1 申請案件
- 2 申請番号
- 3 申請年月日
- 4 申請事業者名等
- 5 担当者の所属・氏名・番号
- 6 申請案件と同内容の技術変更提案の有無
- 7 形態管理との関連
- 8 受理欄（受理者記入）
- 9 運用する装備品等の名称、型式、製造番号、納入年度等
- 10 申請の内容
- 11 申請の対象となる契約
- 12 申請に添付する資料

- 1 3 申請によって影響を受ける事項
- 1 4 変更される部品等
- 1 5 変更に必要なとする器材等
- 1 6 変更を要する技術資料
- 1 7 確認試験の要否及び内容
- 1 8 コスト削減額の見積
- 1 9 既納品への処置
- 2 0 契約納期への影響
- 2 1 審議項目に対するチェックリスト
付紙のとおり
- 2 2 その他事項

審議項目に対するチェックリスト

提案件名:【※申請契約の件名を記載】

1. 原価改善申請の内容の妥当性

2. 原価改善取組とコスト削減との因果関係及びコスト削減の実現可能性

検討事項	検討結果
<p>ア 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) 契約履行方法の変更による原価改善の場合にあつては、契約履行方法に変更があることが明白であること。</p> <p>(イ) 生産効率の向上による原価改善の場合にあつては、特定の工程又は製品若しくは部品に係る計数の改善を実績資料等により確認できること。</p>	
<p>イ 原価改善取組に起因して納期に変更を生じていないこと。ただし、調達要求元が納期の変更を認めた場合は、この限りでない。</p>	
<p>ウ 前記のほか、原価改善取組に起因して仕様に変更を生じていないこと。ただし、仕様の変更が、装備品等の機能若しくは性能又は役務の効果を低下させるものではない場合であつて、じ後の部隊運用又は整備若しくは補給に係る業務に許容し難い支障を生じさせるものではないものとして、調達要求元がこれを認めたときは、この限りでない。</p>	

検討事項	検討結果
<p>原価改善取組とコスト削減との因果関係があること。</p>	
<p>提案事業者の経費削減による調達価格の低減が可能であること。</p>	

3. コスト削減額の適正性

検討事項	検討結果
必要経費の有無及び計上方法	
低減工数の計上方法	
コスト削減額の計上方法	

生産性向上推進制度に関する確認書

甲及び乙は、乙の原価改善申請に関し、生産性向上推進制度に関する特約条項（以下「特約条項」という。）第8条第1項に基づき、次のとおり確認する。なお、この確認書と特約条項に相違が生じた場合には、特約条項の規定が優先されるものとする。

1 申請契約に関する事項

番号	統制番号	契約件名	契約金額 (税込)	契約締結日
1				
2				
3				

2 生産性向上推進制度に関する事項

(1) 生産性向上推進制度の適用を受ける契約の範囲

(2) 生産性向上推進制度の適用期間

(3) 原価改善取組の方法

(4) 原価改善取組に係る調達数量

(5) 原価改善取組によるコスト削減額

(6) コスト削減後の対象工程等原価及び内訳

うち、直接材料費	うち、直接経費	うち、加工費（該当工数）

(7) 適用期間の各年度でのインセンティブ料

インセンティブ料	原価改善申請の認定決定日から契約締結日までの経過年数				
	1年度目 以内	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目
補填 インセンティブ料	円				
報奨 インセンティブ料	円	円	円	円	円

(8) 生産性向上推進制度の適用を受ける契約の取扱いに関する事項

(9) その他の必要な事項

年 月 日
第 号

甲

乙

生産性向上推進制度の適用を受ける契約に関する特約条項

(原価改善申請に係る確認書によるコスト削減額を保証する契約に適用する特約条項)

甲及び乙は、生産性向上推進制度の適用を受ける契約に関し、次の特約条項を定める。

(コスト削減額及びインセンティブ料率の保証)

第 1 条 乙は、採用及び認定日以降の生産性向上推進制度が適用される期間中において、甲がこの契約と同一の工程等を含む装備品等又は役務を調達するときは、この契約の締結に先立って甲に提出した確認書に規定するインセンティブ料を計算価格算定の基礎とした契約金額で、当該調達に係る契約を履行することを約定する。

(契約金額に含まれるインセンティブ料等)

第 2 条 この契約は、生産性向上推進制度に関する特約条項に基づき、同契約制度の適用を受ける契約として取り扱う。

2 この契約に関し、生産性向上推進制度に基づくコスト削減額、コスト削減後の対象工程等原価及び契約金額に含まれるインセンティブ料は、次の表のとおりとする。

コスト削減額	
対象工程等原価 (令和〇年度価格)	直接材料費： 直接経費： 加工費：
補填インセンティブ料	
報奨インセンティブ料	

(生産性向上推進制度についての細部事項)

第 3 条 この契約が適用を受ける生産性向上推進制度に関し、前条に規定のほか細部事項は、「生産性向上推進制度に関する特約条項」の規定による。

専用防衛生産用資産の取得及び管理に関する特約条項

甲及び乙は、専用防衛生産用資産の取得及び管理に関し、次の特約条項を定める。

(目的)

第 1 条 この特約条項は、甲が原価計算を行うに際して、乙がその取得（専用防衛生産用資産を使用する権原のみの取得を含む。以下同じ。）に要する費用の全部又は一部を見積資料に計上した専用防衛生産用資産（装備品等の特定の弾種、機種その他の特定の製品種別（量産途中に仕様書が改められたものを含む。）若しくは当該特定の製品種別を含む製品群又はこれらの部位、構成品等（以下「対象物」という。）の製造、修理等に係る契約が行われた場合において、当該契約のうち少なくとも2件以上のものの履行のために共通して、かつ、専用的に使用されるライセンス、設計、試験結果、治工具、器具・備品、機械・装置その他の固定資産又は固定資産に該当しない治工具、利用権その他の有形無形の資産であって、それらが取得された翌年度以降における生産活動にも使用されるものをいう。以下同じ。）の取得及び管理について定めることを目的とする。

(専用防衛生産用資産の取得及び使用の計画)

第 2 条 乙は、この契約の締結後、速やかに、甲に対し、契約金額の内訳において専用防衛生産用資産（下請負者（二次下請以降の再下請負者全てを含む。以下同じ。）に直接的又は間接的に取得させ、又は管理させるもの（以下「委託先専用防衛生産用資産」という。）を含む。以下同じ。）の取得に充てることを予定する金額について、その内訳として、前条の見積資料を基準として区分した費目ごとに要する費用を記載した書面を提出するものとする。

2 乙は、前項の書面の提出に当たっては、前項の費用により取得される専用防衛生産用資産のうち次に掲げるものについて、付紙様式第1により、その名称、取得時期の目途、概算の取得予定数量及び概算の取得予定金額を記載した書面を作成し、併せて報告するものとする。

(1) 建屋（建屋と一体として取得及び管理される付属設備を含む。以下「建屋等」という。）

(2) 機械及び装置

(3) 前2号に掲げるもののほか、仕様書に記載されている固定資産その他の資産

3 乙は、この契約において、甲に特約条項に基づき原価監査に係る資料を提出する義務を負っている場合には、第1項の費用に係る専用防衛生産用資産について、費目ごとに実際に要し、又は要する予定の費用を記載した書面を、当該資料に添付するものとする。

- 4 第2項の書面は、専用防衛生産用資産のうち委託先専用防衛生産用資産については、下請負者ごとに作成し、乙に係る報告と併せて報告するものとする。
- 5 前各項における金額には、コスト変動調整率に係る金額並びに一般管理及び販売費、利子並びに利益を含めないものとする。
- 6 乙は、第2項又は第4項の書面に記載される専用防衛生産用資産の中に建屋等がある場合における当該建屋等は別図のとおりとするものとし、当該書面において、建屋等ごとに、該当する別図の番号を引用し、表示するものとする。
- 7 乙は、甲が求める場合及び次条第2項から第4項までに規定する場合を除き、建屋等を別図に示すフロア、区画等ごとの用途以外の用途に使用し、又は使用させてはならない。
- 8 乙は、いずれかの建屋等の使用の計画又は現況が別図に示す各建屋等の位置、形状、各フロア等の用途、主要設備の配置等その他の概況と有意に異なる状態となり、又は異なる状態となる見込みであるとき（工業者に別図と異なる発注を予定するときを含む。）は、遅滞なく、甲に対し、この特約条項の該当する別図を変更する契約を申し込むものとする。ただし、基本設計の別図への反映以降竣工までの間にある建屋等については、この限りでない。

（専用防衛生産用資産の使用）

- 第3条** 乙は、この契約の締結以降において、甲その他の防衛省の契約担当官等（以下「甲ら」という。）と対象物を製造、修理等する契約を締結する場合には、この契約において取得される専用防衛生産用資産（当該専用防衛生産用資産のうち、その構造、性質等に照らし、当該製造、修理等する契約の目的物である特定の対象物の製造、修理等に使用することが合理的でないものを除く。）を使用してこれを履行するものとし、この契約の締結以降の契約に係る見積資料、経費率算定資料等において、当該専用防衛生産用資産に係る費用を別途の直接経費、間接経費、間接材料費その他の原価として、重複して計上せず、かつ、請求しないものとする。
- 2 甲らは、甲らが乙と行う契約において、対象物以外の製造、修理等のために専用防衛生産用資産の全部又は一部を活用することが可能であると認める場合には、乙に対し、その活用を求めることができる。この場合において、乙は、当該活用が対象物の製造、修理等に支障を及ぼすおそれがある場合を除き、これに応じるものとする。
 - 3 乙は、甲らが、甲らと下請負者とが行う契約における専用防衛生産用資産の使用又は活用について、対象物の製造、修理等に支障を及ぼさない範囲において、下請負者と協議することを妨げないものとする。
 - 4 乙は、前2項に規定する場合その他甲らとの原価計算方式による契約の履行のた

めに甲の確認を得て用いる場合を除き、甲らとの対象物に係る契約のためにのみ、この契約において取得される専用防衛生産用資産を使用し、又は使用させるものとし、他の目的のために転用し、流用し、若しくは一時使用し、又はこれらをさせてはならない。ただし、甲と別途協議して定めるところにより、乙が相応の対価を負担するときは、この限りではない。

(専用防衛生産用資産の管理)

第 4 条 乙又は下請負者が取得した専用防衛生産用資産に係る所有権その他これを乙又は下請負者の生産活動のために使用する権利は、乙又は当該下請負者に帰属する。

- 2 乙は、善良なる管理者としての注意をもって、専用防衛生産用資産を維持及び管理し、又はこれをさせなければならない。
- 3 乙は、専用防衛生産用資産を取得したときは、速やかに、甲に対し、付紙様式第2により、その名称、調達先、取得時期、数量、取得金額等を報告するものとする。ただし、固定資産に該当しない専用防衛生産用資産については、甲の同意を得て、当該専用防衛生産用資産に係る報告の全部又は報告項目の一部を省略することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、乙は、委託先専用防衛生産用資産については、下請負者ごと、付紙様式第3を用いて前項の報告を行うものとする。
- 5 前2項の報告は、専用防衛生産用資産の品目数が膨大である場合には、甲の同意を得た専用防衛生産用資産（建屋等を除く。）について、6月を超えない一定の期間ごとに可能なものを取りまとめて、段階的に行うことができる。
- 6 乙は、甲に対し、毎年5月31日までに、3月31日現在を基準として、付紙様式第4により、次に掲げる専用防衛生産用資産の維持及び管理の状況を報告するものとする。

(1) 第2条第2項の書面に記載されたもの

(2) 前号に掲げるもののほか、契約相手方又はその下請負者の固定資産台帳に登載されているもの

- 7 甲及び乙は、専用防衛生産用資産の維持及び管理を続ける必要が消失したと認めるときは、その取扱いについて相互に協議するものとする。

(専用設備の紛失、滅失又は損傷等)

第 5 条 乙は、前条第7項の協議により、甲及び乙が、専用防衛生産用資産の維持及び管理を続ける必要が消失したことを合意するまでの間において、当該専用防衛生産用資産を紛失し、滅失し、又は損傷等し、その結果、これを甲らとの契約に使用することができなくなった場合には、速やかに、甲に対しその旨を通知するものとする。

2 前項の場合(甲らの責による場合を除く。)において、乙は、乙の負担により、当該使用できなくなった専用防衛生産用資産について、修理、再取得その他必要な措置を講じ、当該専用防衛生産用資産を使用可能な状態に復旧するものとする。

(専用性保全検査の実施)

第 6 条 甲は、乙及び下請負者において、専用防衛生産用資産の維持、管理、使用等が、この特約条項に基づき適正に行われ、その専用性が保全されていることを確認するため、又はこの契約に基づいて生じた違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため、乙及び下請負者に対し、専用性保全検査(専用防衛生産用資産の現況、専用防衛生産用資産に係る生産活動その他使用の状況、専用防衛生産用資産その他固定資産に係る原価管理及び物品管理の要領、体制及び実務の適正性等を確認する検査をいう。以下同じ。)を実施することができる。

2 甲は、専用性保全検査を実施するときは、乙に対し、実施する日時、場所その他検査を受け入れるために必要な事項を十分な猶予をもって打診し、あらかじめ通知するものとする。ただし、資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項(以下「信頼性特約」という。)第4条第1項に規定する臨時調査に併せて実施するときは、当該臨時調査に係る通知と併せて、又はこれに含めて通知することができる。

3 乙は、前項の通知があった場合には、これを受け入れなければならない。

4 甲は、甲が必要と認める場合には、甲が相応しい者として指定する監査法人若しくは公認会計士により専用性保全検査を支援させ、又は甲以外の防衛省の機関にこれを代行させることができる。

5 専用性保全検査において下請負者が提出し、若しくは提示した資料又は行った説明は、乙が提出し、若しくは提示し、又は行ったものとみなす。

6 信頼性特約第6条の規定は、専用性保全検査に準用する。この場合において、同条中「制度調査」、「定期調査及び臨時調査」又は「臨時調査」とあるのは「専用性保全検査」と、「調査」とあるのは「検査」と読み替えるものとする。

(違約金)

第 7 条 乙は、甲が、乙の第3条第4項への違反(不可抗力によるもの及び正当防衛又は緊急避難に伴うものを除く。)を確認した場合には、同項ただし書きの規定による「相応の対価」に加え、これと同等の金額を、違約金として甲に支払うものとする。

2 前項の場合において、乙が専用防衛生産用資産を他の目的のために転用し、流用し、若しくは一時使用し、又は乙以外の者に転用され、流用され、若しくは一時使用された日数、時間数等を客観的に証明する証憑その他の根拠を示すことができないときにおける違約金の額は、前項の規定にかかわらず、当該専用防衛生産用資産

の取得金額にこれに係る第2条第5項の各項目に相当する金額を加えた金額とする。

- 3 前2項の規定は、乙が、乙の第3条第4項への違反について、甲が疑義を指摘する前に自発的に申告した場合には、適用しない。
- 4 第1項及び第2項の規定による違約金の支払いは、損害賠償義務又は不当利得返還義務の存否及び範囲に影響を及ぼさない。

(下請負者との取り決め)

第8条 乙は、この契約において委託先専用防衛生産用資産がある場合には、当該委託先専用防衛生産用資産に係る下請負者との間において、書面により、付紙第1に掲げる事項を主要素とし、かつ、これを阻害しない発注付帯条件を取り決め、当該下請負者をして、当該委託先専用防衛生産用資産について、乙がこの特約条項に基づき行うものと同等の管理を行わせるものとする。

- 2 乙は、下請負者と前項の取り決めを合意したときは、その写しを添えて、その旨を甲に通知するものとし、甲及び乙は、当該通知をもって、乙が甲に対し、この特約条項の有効期間中における当該下請負者に対する専用性保全検査の実施に関する事務を包括的に委託したものとみなす。
- 3 第1項の場合において、下請負者は甲らが経費率を算定する事業者であるときは、乙は、当該下請負者との間において、付紙第2に掲げる事項を主要素とし、かつ、これを阻害しない発注付帯条件を取り決め、当該下請負者をして、当該委託先専用防衛生産用資産に係る資料の信頼性を確保する義務及び制度調査を受け入れる義務を負わせるものとする。
- 4 乙は、下請負者と前項の取り決めを合意したときは、その写しを添えて、その旨を甲に通知するものとし、甲及び乙は、当該通知をもって、乙が甲に対し、この特約条項の有効期間中における当該下請負者に対する制度調査の実施に関する事務を包括的に委託したものとみなす。
- 5 信頼性特約第2条第6項の規定は、同条第1項各号に掲げる場合において、乙又は下請負者が、委託先専用防衛生産用資産に関して不真正な資料を提出し、若しくは提示し、又は不実の説明を行ったときは、当該行為に関して当該下請負者に故意又は重大な過失がなかった場合を除き、適用しない。
- 6 第3項から前項までの規定は、その取得又は管理に係る委託先専用防衛生産用資産に建屋等（建屋と一体として取得及び管理される附属設備のみであるものを除く。）を含まず、かつ、その取得金額の合計額が1億円以下である下請負者には、適用しない。
- 7 第1項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲と、甲が定める委託先専用防衛生産用資産に係る原価監査に関する特約条項を締結するも

のとする。この場合において、甲及び乙の間において、原価監査を行うための特約条項が締結されていないときは、これを加える変更契約を行うものとする。

(1) 当該下請負者の取得又は管理に係る委託先専用防衛生産用資産に建屋等が含まれるとき（建屋と一体として取得及び管理される附属設備のみを取得させる場合を除く。）

(2) 前号に掲げる場合のほか、当該下請負者の取得又は管理に係る委託先専用防衛生産用資産の取得金額の合計額が10億円を超えるとき

8 乙は、甲に対し、専ら前項第1号に掲げる場合にのみ該当する下請負者に対する原価監査について、該当する建屋等に係る原価監査のみとすることを求めることができる。

9 第7項の規定は、これを適用することが適切ではない者として甲及び乙が個別に合意した下請負者には、適用しない。

（特約条項の有効期間）

第9条 この特約条項は、主たる契約条項の規定にかかわらず、甲及び乙が、この特約条項の対象となる専用防衛生産用資産について、次に掲げる事項の全てを確認する書面を取り交わす日までの間、効力を有する。

(1) 当該専用防衛生産用資産に係る全ての対象物の運用が終了したこと

(2) 当該専用防衛生産用資産のうち経済的価値がなお残存しているものの取扱い

発注付帯条件として、委託先専用防衛生産用資産の
取得及び管理に関し、合意を要する事項

1 目的

この発注付帯条件は、甲が防衛省と締結した〔主契約名称、契約番号等を記載〕（以下「主契約」という。）に係る甲乙間の発注付帯条件として、主契約に係る契約担当官等（以下「主契約担当官等」という。）が原価計算を行うに際して、甲がその取得（専用防衛生産用資産を使用する権原のみの取得を含む。以下同じ。）に要する費用の全部又は一部を見積資料に計上した専用防衛生産用資産（装備品等の特定の弾種、機種その他の特定の製品種別（量産途中に仕様書が改められたものを含む。）若しくは当該特定の製品種別を含む製品群又はこれらの部位、構成品等（以下「対象物」という。）の製造、修理等に係る契約が行われた場合において、当該契約うち少なくとも2件以上のものの履行のために共通して、かつ、専用的に使用されるライセンス、設計、試験結果、治工具、器具・備品、機械・装置その他の固定資産又は固定資産に該当しない治工具、利用権その他の資産であって、それらが取得された翌年度以降における生産活動にも使用されるものをいう。以下同じ。）のうち、乙又は乙の下請負者（二次下請以降の再下請負者全てを含む。以下同じ。）が取得し、又は管理するもの（以下「委託先専用防衛生産用資産」という。）の取得及び管理について定めることを目的とする。

2 委託先専用防衛生産用資産の取得及び使用の計画

- 〔委託先専用防衛生産用資産の取得及び使用の計画に関する規定を記載（任意）。なお、主契約者は、委託先専用防衛生産用資産についても主契約担当官等に対して報告等の義務を負っていることに留意を要する。〕
- 〔建屋等に関する規定を記載（任意）。なお、委託先専用防衛生産用資産である建屋等についても、主契約者は、主契約に係る特約条項の別図のとおりを使用し、かつ、使用させる義務を負っていることに留意を要する。〕

3 委託先専用防衛生産用資産の使用

- (1) 乙は、主契約の締結以降において、甲又は主契約担当官等その他の防衛省の契約担当官等（以下「防衛省の契約担当官等」という。）若しくはその委託を受けた者（以下「甲ら」という。）と対象物を製造、修理等する契約を締結する場合には、この契約において取得される委託先専用防衛生産用資産（当該委託先専用防衛生産用資産のうち、その構造、性質等に照らし、当該製造、修理等する契約

の目的物である特定の対象物の製造、修理等に使用することが合理的でないものを除く。)を使用してこれを履行するものとし、この契約の締結以降の契約に係るこれらの者に対する見積資料、防衛省の契約担当官等に対する経費率算定資料等において、当該委託先専用防衛生産用資産に係る費用を別途の直接経費、間接経費、間接材料費その他の原価として、重複して計上せず、かつ、請求しないものとする。

- (2) 乙は、甲らが、乙と行う契約において、対象物以外の製造、修理等のために委託先専用防衛生産用資産の全部又は一部を活用することが可能であると認める場合に、防衛省の契約担当官等が、乙に対し、必要に応じ甲を通じて、その活用を求めることに同意する。この場合において、乙は、当該活用が対象物の製造、修理等に支障を及ぼすおそれがある場合を除き、これに応じるものとする。
- (3) 乙は、防衛省の契約担当官等が、防衛省の契約担当官等と乙の下請負者とが行う契約における委託先専用防衛生産用資産の使用又は活用について、対象物の製造、修理等に支障を及ぼさない範囲において、当該下請負者と協議することを妨げないものとする。
- (4) 乙は、前号に規定する場合その他防衛省の契約担当官等との原価計算方式による契約の履行のために防衛省の契約担当官等の確認を得て用いる場合を除き、防衛省の契約担当官等との対象物に係る契約のためにのみ、この契約において取得される委託先専用防衛生産用資産を使用し、又は使用させるものとし、他の目的のために転用し、流用し、若しくは一時使用し、又はこれらをさせてはならない。ただし、甲を通じて主契約担当官等と別途協議して定めるところにより、乙が相応の対価を負担するときは、この限りではない。

4 委託先専用防衛生産用資産の管理

- (1) 乙又は乙の下請負者が取得した委託先専用防衛生産用資産に係る所有権その他これを乙又は下請負者の生産活動のために使用する権利は、乙又は当該下請負者に帰属する。
 - (2) 乙は、善良なる管理者としての注意をもって、委託先専用防衛生産用資産を維持及び管理し、又はこれをさせなければならない。
 - (3) 甲及び乙は、委託先専用防衛生産用資産の維持及び管理を続ける必要が消失したと認めるときは、その取扱いについて主契約担当官等と協議する必要性について、相互に協議するものとする。
- [委託先専用防衛生産用資産の管理報告に関する規定を記載(任意)。なお、主契約者は、委託先専用防衛生産用資産についても主契約担当官等に対して報告等の義務を負っていることに留意を要する。]

5 委託先専用防衛生産用資産の紛失、滅失又は損傷等

- (1) 乙は、前項第3号の協議の結果に基づき、甲が主契約担当官等との間において、委託先専用防衛生産用資産の維持及び管理を続ける必要が消失したことを合意するまでの間において、当該委託先専用防衛生産用資産を紛失し、滅失し、又は損傷等し、その結果、これを甲らとの契約に使用することができなくなった場合には、速やかに、甲に対しその旨を通知するものとする。
- (2) 前号の場合(甲らの責による場合を除く。)において、乙は、乙の負担により、当該使用できなくなった委託先専用防衛生産用資産について、修理、再取得その他必要な措置を講じ、当該委託先専用防衛生産用資産を使用可能な状態に復旧するものとする。

6 専用性保全検査の実施

- (1) 乙は、乙及び乙の下請負者において、委託先専用防衛生産用資産の維持、管理、使用等が、この発注付帯条件に基づき適正に行われ、その専用性が保全されていることを確認するため、甲に代わって、主契約担当官等若しくは主契約担当官等以外の防衛省の契約担当官等、又は主契約担当官等が相応しい者として指定し、これを支援する監査法人若しくは公認会計士が、乙又は乙の下請負者に対し、専用性保全検査(専用防衛生産用資産の現況、専用防衛生産用資産に係る生産活動その他使用の状況、専用防衛生産用資産その他固定資産に係る原価管理及び物品管理の要領、体制及び実務の適正性等を確認する検査をいう。以下同じ。)を実施することに同意する。
- (2) 甲は、主契約担当官等と調整して、乙に対し、専用性保全検査が実施される日時、場所その他検査を受け入れるために必要な事項を十分な猶予をもって打診し、あらかじめ通知するものとする。ただし、専用性保全検査が、資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項(主契約担当官等と乙との他の契約に係るものを含む。)第4条第1項に基づく臨時調査に併せて実施されるときは、当該臨時調査に係る主契約担当官等の通知と併せて、又はこれに含めて、甲に代わって、防衛省の契約担当官等から通知させることができる。
- (3) 乙は、前号の通知があった場合には、これを受け入れなければならない。
- (4) 甲と乙が委託先専用防衛生産用資産に係る資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する発注付帯条件(第7項第2号において「委託信頼性条件」という。)を取決めた場合における当該発注付帯条件中の制度調査の実施に係る保障に関する規定は、専用性保全検査に準用する。この場合において、これらの規定中「制度調査」、「定期調査及び臨時調査」又は「臨時調査」とあるのは「専用性保全検査」と、「調査」とあるのは「検査」と読み替えるものとする。

- (5) 前各号の規定にかかわらず、甲が、専用性保全検査について、防衛省の契約担当官等に委託することなく、甲自ら直接に、又は防衛省の契約担当官等（防衛省が指定する監査法人又は公認会計士を含む。）以外の者に委託してこれを実施する場合におけるその可否及び条件は、甲及び乙が別に協議して定める。

7 下請負者との取り決め

- (1) 乙は、下請負者に委託先専用防衛生産用資産を取得させ、又は管理させる場合には、当該委託先専用防衛生産用資産に係る下請負者との間において、書面により、この発注付帯条件と同等の発注付帯条件を取り決め、当該委託先専用防衛生産用資産について、乙がこの発注付帯条件に基づき行うものと同等の管理を行わせるものとする。
- (2) 前号の場合において、乙の下請負者が防衛省の契約担当官等が経費率を算定する事業者であるときは、乙は、当該下請負者との間において、委託信頼性条件と同等の発注付帯条件を取り決め、当該下請負者をして、当該委託先専用防衛生産用資産に係る資料の信頼性を確保する義務及び制度調査を受け入れる義務を負わせるものとする。
- (3) 前号の規定は、その取得又は管理に係る委託先専用防衛生産用資産に建屋等（建屋に付属する設備のみであるものを除く。）を含まず、かつ、その取得金額の合計額が、1億円以下である下請負者には、適用しない。
- (4) 乙は、下請負者と第1号又は第2号に規定する取り決めを合意したときは、その写しを添えて、その旨を、甲を通じて、主契約担当官等に通知するものとし、甲及び乙は、当該通知をもって、乙が甲に対し、この発注付帯条件の有効期間中における各取り決めに基づく当該下請負者に対する専用性保全検査又は制度調査の実施に関する事務を甲に委託したものとみなす。この場合において、甲は、当該事務を主契約担当官等に再委託することができる。
- [再委託先の委託先専用防衛生産用資産に係る原価監査に関する規定を記載（任意）。なお、主契約者は、主契約（付帯される特約条項を含む。）に基づき、再委託先の委託先専用防衛生産用資産についても主契約担当官等に対して原価監査の実施及び保障の義務を負っている場合があることに留意を要する。]

8 違約金

[違約金に関する規定を記載（任意）。なお、主契約者は、委託先専用防衛生産用資産についても、主契約に係る特約条項に基づき、信頼性特約違反を含め、違約金の支払い義務を負う場合があることに留意を要する。]

9 発注付帯条件の有効期間

この発注付帯条件は、甲乙間の他の契約条項の規定その他の合意にかかわらず、甲及び主契約担当官等が、この発注付帯条件の対象となる委託先専用防衛生産用資産について、次に掲げる事項の全てを確認する書面を取り交わし、甲が乙に対し、これを通知する日までの間、効力を有する。

- (1) 当該委託先専用防衛生産用資産に係る全ての対象物の運用が終了したこと
- (2) 当該委託先専用防衛生産用資産のうち経済的価値がなお残存しているものの取扱い

付紙第2

発注付帯条件として、委託先専用防衛生産用資産に係る
資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関し、合意を要する事項

1 目的

この発注付帯条件は、甲が防衛省と締結した〔主契約名称、契約番号等を記載〕（以下「主契約」という。）に係る甲乙間の発注付帯条件として、主契約に係る契約担当官等（以下「主契約担当官等」という。）が原価計算を行うに際して、甲がその取得（専用防衛生産用資産を使用する権原のみの取得を含む。以下同じ。）に要する費用の全部又は一部を見積資料に計上した専用防衛生産用資産（装備品等の特定の弾種、機種その他の特定の製品種別（量産途中に仕様書が改められたものを含む。）若しくは当該特定の製品種別を含む製品群又はこれらの部位、構成品等（以下「対象物」という。）の製造、修理等に係る契約が行われた場合において、当該契約のうち少なくとも2件以上のものの履行のために共通して、かつ、専用的に使用されるライセンス、設計、試験結果、治工具、器具・備品、機械・装置その他の固定資産又は固定資産に該当しない治工具、利用権その他の有形無形の資産であって、それらが取得された翌年度以降における生産活動にも使用されるものをいう。以下同じ。）のうち、乙又は乙の下請負者（二次下請以降の再下請負者全てを含む。以下同じ。）が取得し、又は管理するもの（以下「委託先専用防衛生産用資産」という。）に係る資料の信頼性確保及び制度調査の実施について定めることを目的とする。

2 関係資料の保存

- (1) 乙は、委託先専用防衛生産用資産の実際原価を確認するために必要となる作業報告書、出勤簿及び給与支払明細書又はこれらに相当する帳票類（電子データを含む。）については、当該契約物品等に係る事業場を単位として、当該調達物品等の代金の支払が完了した日の属する年度（出納整理期間に係る支払は前年度に支払があったものとみなす。）の翌年度の4月1日から起算して1年間は保存するものとする。ただし、乙の原価計算規則等により、これらの帳票類を作成することとされていないときは、この限りではない。
- (2) 乙は、この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合及び契約物品等の全部又はその主要部分を第三者に請け負わせる場合には、当該第三者に前号の規定に準じて帳票類を保存させなければならない。

3 真正な資料を提出等する義務

- (1) 乙は、次に掲げる場合は、真正な資料を提出し、又は提示して、真実を説明しなければならない。
- ア 主契約担当官等が原価計算を行うに際して、乙又は乙の下請負者が、直接的又は甲を通じて間接的に資料を提出又は提示する場合
 - イ 主契約担当官等その他の防衛省の契約担当官等（以下「防衛省の契約担当官等」という。）が行う経費率（加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。）の算定に際して、乙又は乙の下請負者が、直接的又は甲を通じて間接的に資料を提出又は提示する場合
 - ウ 主契約担当官等が委託先専用防衛生産用資産に係る契約の履行を監督し、又は検査するに際して、乙又は乙の下請負者が、直接的又は甲を通じて間接的に資料を提出又は提示する場合
 - エ 防衛省の契約担当官等が行う制度調査、原価監査その他の調査等に際して、乙又は乙の下請負者が、直接的又は甲を通じて間接的に資料を提出又は提示する場合
 - オ 甲が主契約担当官等に対して当該契約に係る支払金額を請求するに際して、乙又は乙の下請負者が、直接的又は甲を通じて間接的に資料を提出又は提示する場合
- [信頼性特約違反に係る違約金の負担に関する規定を記載（任意）。なお、主契約者は、委託先専用防衛生産用資産についても、主契約に係る特約条項に基づき、違約金の支払い義務を負う場合があることに留意を要する。]

4 制度調査の実施

- (1) 乙は、乙又は乙の下請負者が提出し、又は提示して説明する資料の信頼性を確保するため、甲に代わって、主契約担当官等若しくは主契約担当官等以外の防衛省の契約担当官等又は主契約担当官等が相応しい者として指定し、これを支援する監査法人若しくは公認会計士が、乙又は乙の下請負者に対し、制度調査（乙の原価計算システムの適正性を確認するための調査であって、会計制度の信頼性、原価発生部門から原価元帳又はこれに相当する帳票類（以下「原価元帳等」という。）への集計システムの適正性、貸借対照表及び損益計算書の内訳と原価元帳等の数値の整合性その他これに類する必要事項を確認するとともに、社内不正防止及び法令遵守に関する体制を確認する調査をいう。以下同じ。）を実施することに同意する。
- (2) 乙は、防衛省の契約担当官等から制度調査の実施の申入れがあった旨を甲から通知された場合には、これを受け入れなければならない。

- (3) 甲は、防衛省の契約担当官等に委託して制度調査を実施させるものとし、甲自ら直接に、又は防衛省の契約担当官等（防衛省が指定する監査法人又は公認会計士を含む。）以外の者に委託してこれを実施してはならない。

5 定期調査及び臨時調査の実施

- (1) 制度調査は、防衛省の契約担当官等の年度の計画に基づき、実施される日時、場所その他調査を行う上で必要な事項を十分な猶予をもって乙に通知して行う定期調査及び当該計画外でこれらの必要な事項を調査の開始時に通知して行う臨時調査により実施する。
- (2) 甲は、前号の通知について、甲に代わって、防衛省の契約担当官等から直接に乙に対して通知させることができる。
- (3) 乙は、甲又は甲に代わって通知する防衛省の契約担当官等から臨時調査の通知を受け、又は申入れがあった場合には、直ちに当該臨時調査の開始を許可しなければならない。

6 制度調査の実施項目

甲は、制度調査において、防衛省の契約担当官等をして、次に掲げる事項を確認させることとし、乙はこれに応じなければならない。

- (1) 会計制度が適正であり、その信頼性が内部統制により確保されていること。
- (2) 第8項に規定するコンプライアンス要求事項が達成され、適正に実施されていること。
- (3) 原価計算の手続が整備され、適正に実施されていること。
- (4) 原始伝票から原価元帳等までについての一連の原価集計が手続に従っており、実際に発生した原価が適正に集計されていること。
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の内訳書と原価元帳等の数値が整合していること。
- (6) その他原価計算システムの適正性を確認する上で必要となる事項

7 制度調査の実施に係る保障

- (1) 甲は、前項各号に掲げる事項を確認するため、防衛省の契約担当官等をして、次に掲げる調査を行わせるものとし、乙は、甲に対し、甲の同意を得た防衛省の契約担当官等が、制度調査（次号のフロアチェックによる場合を含む。）に際して必要と認める作業現場（製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。以下この項において同じ。）、資料、情報システム等にアクセスすることを認める等その円滑な実施を保障するものとする。

- ア 帳票類、社内規則類等の資料による調査（資料を複写して行う調査を含む。）
 - イ 関係する情報システムに直接アクセスして行う調査
 - ウ 前記イの情報システムに係るログ（履歴）を取得して行う調査
 - エ 作業員等（調査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。以下この項において同じ。）から直接に説明を聴取して行う調査
- (2) 甲は、前号の調査の一環として、防衛省の契約担当官等をして、定期調査及び臨時調査の実施期間中、事前に通知又は調整することなく、フロアチェック（作業現場において、作業員等から作業内容について直接に説明を聴取するとともに、聴取内容を作業指示書、帳票類等と突合して行う確認作業をいう。次号において同じ。）を随時実施させることができる。
- (3) 乙は、フロアチェックを含む臨時調査の円滑な実施のため、甲に代わってこれを実施する防衛省の契約担当官等があらかじめ指定する制度調査担当官に対し、この契約に関係する作業現場への随時の立入許可を契約履行期間中常続的に与えるものとする。
- (4) 乙は、臨時調査において、甲に代わってこれを実施する防衛省の契約担当官等の求めに応じ直ちに関係書類を提示するため、防衛省の契約担当官等があらかじめ公示により指定する資料を常備しておかなければならない。

8 コンプライアンス要求事項の確認

- (1) 甲に代わって制度調査を実施する防衛省の契約担当官等は、次に掲げるコンプライアンス要求事項について、乙の実施状況を確認する。
- ア 防衛省との直接又は間接の契約に関し、一度計上した工数や直接費（原価のうち、製品の生産に関して発生することが直接に確認され、それに伴い直接に計算することが適当と認められる費用をいう。）を修正する場合には、変更の内容及び理由を明らかにした書面により上位者の承認を受ける等の適切な手続をとることとしていること。
 - イ アの書面が少なくとも契約の履行完了後5年間以上保存され、防衛省による制度調査や原価監査（甲の委託による場合を含む。）に際して確認できる体制としていること。
 - ウ 不正行為等を察知した場合の防衛省への公益通報を含む通報窓口及び通報手続を防衛関連事業に従事する全役職員に適切に周知することとしていること。
 - エ 防衛関連事業に従事する全役職員を対象とした原価計上等に関するコンプライアンス教育を実施することとしていること。
 - オ 本社の内部統制部門により、防衛関連部門に対し、適切な周期で定期的に内

部監査を実施することとしていること。

- (2) 甲に代わって制度調査を実施する防衛省の契約担当官等は、コンプライアンス要求事項の確認に際して、乙の本社コンプライアンス部門の協力を要請することができる。
- (3) 甲に代わって制度調査を実施する防衛省の契約担当官等は、コンプライアンス要求事項の実施について制度調査において確認できない場合には、乙の本社コンプライアンス部門に対してコンプライアンス要求事項の達成のための是正措置を求めることができる。

9 適用する経費率との関係

[乙が制度調査に応じなかった場合における乙の経費率の取扱いに関する規定を記載（任意）。なお、主契約者に対する支払代金には、委託先専用防衛生産用資産に係る部分を含め、主契約者と主契約担当官等との間の資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項第8条が適用されることに留意を要する。]

10 発注付帯条件の有効期間

この発注付帯条件は、甲乙間の他の契約条項の規定その他の合意にかかわらず、甲及び主契約担当官等が、この発注付帯条件の対象となる委託先専用防衛生産用資産について、次に掲げる事項の全てを確認する書面を取り交わし、甲が乙に対し、これを通知する日までの間、効力を有する。

- (1) 当該専用防衛生産用資産に係る全ての対象物の運用が終了したこと
- (2) 当該専用防衛生産用資産のうち経済的価値がなお残存してるものの取扱い

付紙様式第 1

会 社 名：〇〇株式会社

統 制 番 号：〇〇〇

契 約 品 名：〇〇〇

一連 番号	専用防衛 生産用資 産の分類 ※1	専用防衛 生産用資 産の名称 ※2	取得時期 の 目途 ※3	取得予定 数量※4	設置予定 場所※5	耐用年数 ※6	取得予定 金額※7	備考※8
1								
2								
3								
4								

※1：「建屋」、「機械及び装置」、「その他」を記載し、その概要に係る資料を添付すること。「建屋」については、各建屋等の位置、形状、各フロア等の用途、主要設備の配置等その他の概況を付記した図を添付すること。当該図には、建屋等ごとに、契約書の別図の番号を引用して表示すること。また、資料の細部については事前に契約担当官等と調整すること。

※2：カタログ等による型番がある場合、型番も記述すること。

※3：〇年〇月頃など作成時点における取得予定時期を記述すること。

※4：可能な限り具体的に記述すること。複数のもので一つの専用防衛生産用資産となる場合は、一式と記述すること。

※5：専用防衛生産用資産が設置又は管理される予定である会社名及び設置工場名を記載すること。

※6：専用防衛生産用資産の法定耐用年数を記載すること。

※7：消費税抜きの金額を記述すること。

※8：必要に応じて、特に留意すべき事項その他の事項を記述すること。

付紙様式第2
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官
殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

専用防衛生産用資産取得実績報告書の提出について

下記契約に係わる専用防衛生産用資産取得実績報告書を「専用防衛生産用資産の取得及び管理に関する特約条項」第4条第3項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

記

1. 統 制 番 号 :
2. 契 約 品 名 :
3. 契 約 数 量 :
4. 認 証 番 号 :
5. 契 約 金 額 :
6. 契 約 納 期 :

添付書類：別紙

会 社 名：〇〇株式会社

統 制 番 号：〇〇〇

契 約 品 名：〇〇〇

一連番号	専用防衛生産用資産の分類 ※1	専用防衛生産用資産の名称 ※2	工事番号 ※3	専用防衛生産用資産の調達先 ※4	取得時期	数量※5	設 置 場 所 ※6	法 定 用 年 数 ※7	取得金額※8	備考※9
1										
2										
3										
4										

※1：「専用治工具」、「専用機械」、「専用装置」、「専用設備」、「専用建屋」等資産の分類を記載し、その概要に係る資料を添付すること。「専用建屋」については、各建屋等の位置、形状、各フロア等の用途、主要設備の配置等その他の概況を付記した図を添付すること。当該図には、建屋等ごとに、契約書の別図の番号を引用して表示すること。また、資料の細部については事前に契約担当官等と調整すること。

※2：カタログ等による型番がある場合、型番も記述すること。

※3：計上する工事番号を記載すること。

※4：専用防衛生産用資産の調達先の名称、住所、連絡先を記述すること。ただし、複数のもので一つの専用防衛生産用資産となる場合は、事前に契約担当官等と調整し、代表例を記述することは差し支えない。

※5：可能な限り具体的に記述すること。複数のもので一つの専用防衛生産用資産となる場合は、一式と記述すること。

※6：専用防衛生産用資産を設置又は管理される会社名及び設置工場名を記載すること。

※7：専用防衛生産用資産の法定耐用年数を記載すること。

※8：1円単位、かつ、消費税抜きの金額を記述すること。

※9：必要に応じて、特に留意すべき事項その他の事項を記述すること。

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官
殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

委託先専用防衛生産用資産取得実績報告書の提出について

下記契約に係わる委託先専用防衛生産用資産取得実績報告書を「専用防衛生産用資産の取得及び管理に関する特約条項」第4条第4項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

記

1. 統 制 番 号 :
2. 契 約 品 名 :
3. 契 約 数 量 :
4. 認 証 番 号 :
5. 契 約 金 額 :
6. 契 約 納 期 :
7. 対象下請負会社 :

添付書類：別紙

下請負者の名称：〇〇株式会社※1

統 制 番 号：〇〇〇

契 約 品 名：〇〇〇

下請負者が担当する業務：〇〇〇※2

一連番号	委託先 専用防衛 生産用資産 の分類 ※3	委託先専用 防衛生産用 資産の名称 ※4	工事番号 ※5	委託先 専用防衛 生産用資産 の調達 先※6	取得 時期	数量※ 7	設置場 所※8	法定耐 用年数 ※9	取得金 額※10	備考 ※11
1										
2										
3										
4										

※1：下請負者ごとに別紙を作成すること。

※2：下請負者が製造を担当する構成品名や業務内容の概要を記述すること。

※3：「専用治工具」、「専用機械」、「専用装置」、「専用設備」、「専用建屋」等資産の分類を記載し、その概要に係る資料を添付すること。「専用建屋」については、各建屋等の位置、形状、各フロア等の用途、主要設備の配置等その他の概況を付記した図を添付すること。当該図には、建屋等ごとに、契約書の別図の番号を引用して表示すること。また、資料の細部については事前に契約担当官等と調整すること。

※4：カタログ等による型番がある場合、型番も記述すること。また、下請負者における管理番号も記述すること。

※5：計上する工事番号を記載すること。

※6：委託先専用防衛生産用資産の調達先の名称、住所、連絡先を記述すること。ただし、複数のもので一つの委託先専用防衛生産用資産となる場合は、事前に契約担当官等と調整し、代表例を記述することは差し支えない。

※7：可能な限り具体的に記述すること。複数のもので一つの委託先専用防衛生産用資産となる場合は、一式と記述すること。

※8：委託先専用防衛生産用資産を設置又は管理される会社名及び設置工場名を記載すること。

※9：委託先専用防衛生産用資産の法定耐用年数を記載すること。

※10：1円単位、かつ、消費税抜きの金額を記述すること。

※11：必要に応じて、特に留意すべき事項その他の事項を記述すること。

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官
殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

専用防衛生産用資産維持・管理状況報告書の提出について

下記契約に係わる専用防衛生産用資産維持・管理状況報告書を「専用防衛生産用資産の取得及び管理に関する特約条項」第4条第6項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

記

1. 統 制 番 号 :
2. 契 約 品 名 :
3. 契 約 数 量 :
4. 認 証 番 号 :
5. 契 約 金 額 :
6. 契 約 納 期 :

添付書類：別紙

会社名※1：〇〇株式会社

統制番号：〇〇〇

契約品名：〇〇〇

下請負者が担当する業務※2：〇〇〇

一連番号	専用防衛生産用の分類※3	専用防衛生産物の名称※4	固定資産番号※5	工事番号※6	専用防衛生産物の調達先※7	取得時期※8	数量※9	設置場所※10	法定耐用年数※11	取得金額※12	期末帳簿価額※13	減価償却累計額	備考※14
1													
2													
3													
4													

※1：委託先専用防衛生産用資産がある場合は、「会社名」を「下請負者の名称」に変えて委託先専用防衛生産用資産を取得している下請負者ごとに本紙を作成すること。

※2：下請負者の報告時のみ記載すること。

※3：「専用治工具」、「専用機械」、「専用装置」、「専用設備」、「専用建屋」等資産の分類を記載し、その概要に係る資料を添付すること。「専用建屋」については、各建屋等の位置、形状、各フロア等の用途、主要設備の配置等その他の概況を付記した図を添付すること。当該図には、建屋等ごとに、契約書の別図の番号を引用して表示すること。また、資料の細部については事前に契約担当官等と調整すること。

※4：カタログ等による型番がある場合、型番も記載すること。

※5：固定資産台帳へ登録される番号を記載すること。

※6：計上する工事番号を記載すること。

※7：調達先の名称、住所、連絡先を記載すること。ただし、複数のもので一つの専用防衛生産用資産となる場合は、事前に契約担当官等と調整し、記載することは差し支えない。

※8：特約条項第2条第2項に係るものうち、取得に至っていないものは予定時期を記載すること。

※9：可能な限り具体的に記述すること。複数のもので一つの機械及び装置となる場合は、一式と記述すること。

※10：会社名及び設置工場名を記載すること。

※11：固定資産台帳へ登録時の法定耐用年数を記載すること。

※12：1円単位、かつ、消費税抜きの金額を記述すること。

※13：報告時の会計年度の末日における帳簿価額を記載すること。

※14：必要に応じて、特に留意すべき事項その他の事項を記述すること。特に維持及び管理の必要性が消失したものと認められたものについては、経緯が記録されるよう甲乙間の協議文書番号等を記述すること。

注意：甲が求める場合、本紙を表計算処理が可能な電子計算機情報としても提出すること。

委託先専用防衛生産用資産に係る原価監査に関する特約条項

甲及び乙は、乙又は乙の下請負者（二次下請以降の再下請負者全てを含む。）が取得し、又は管理する専用防衛生産用資産（装備品等の特定の弾種、機種その他の特定の製品種別（量産途中に仕様書が改められたものを含む。）若しくは当該特定の製品種別を含む製品群又はこれらの部位、構成品等の製造、修理等に係る契約が行われた場合において、当該契約うち少なくとも2件以上のものの履行のために共通して、かつ、専用的に使用されるライセンス、設計、試験結果、治工具、器具・備品、機械・装置その他の固定資産又は固定資産に該当しない治工具、利用権その他の有形無形の資産であって、それらが取得された翌年度以降における生産活動にも使用されるものをいう。）に係る原価監査に関し、次の特約条項を定める。

（適用対象）

第 1 条 この特約条項は、次の下請負者（以下「対象下請負者」という。）について適用する。

下請負者名

（原価監査の実施及び保障）

第 2 条 [原価監査に関する特約条項名] 第○条から第○条までの規定（以下「原価監査規定」という。）は、対象下請負者に適用する。

2 乙は、[原価監査に関する特約条項名] 第○条第○項に規定する協力の一環として、原価監査規定に基づき甲が乙に対して実施することができる行為について、甲が対象下請負者に対して実施できることを保障し、これを実施させるものとする。

3 乙は、[原価監査に関する特約条項名] 第○条第○項に規定する協力の一環として、対象下請負者に係る原価監査に関し、原価監査規定に基づき乙が甲に対して提供する保障（この契約に係る作業現場への随時の立入許可を含む。）を、対象下請負者をして、乙を通じて、甲に提供させるものとする。

4 前2項の規定は、甲に対し、原価監査規定に基づき甲が乙に実施できる行為以外の行為を、対象下請負者に対し実施できる権利を与えるものと解してはならない。

（対象下請負者との取り決め）

第 3 条 乙は、前条各項の履行を確保するために必要な事項を対象下請負者（乙と対象下請負者との間に介在する下請負者を含む。）と取り決め、この契約の締結後、速やかに、甲に対し、その写しを添えて、当該各項の履行を確保する条件が整った旨を通知するものとする。

工程改善等の支援に関する特殊条項

この条項は、生産性向上推進制度に関する特約条項第11条4項の規定に基づき、乙の工程改善等に関し、乙の申請に基づき甲が提供する支援の条件について、同特約条項に追加して定めることを目的とする。

(製造の現場における確認)

- 第1条 甲は、乙から申請のあった工程について、工程改善等の支援を実施する。この場合において、甲は、守秘義務を課したコンサルタントその他甲が適当と認める者を用いることができる。
- 2 甲が乙に対する工程改善等の支援を実施するに際して、前項に規定する者を用いる場合、乙は、その立入を許可する。
- 3 第1項に規定する者は、甲の職員の帯同のもと、あらかじめ書面又は電磁的方法により乙が許可した場所的範囲においてのみ実施する。
- 4 甲は、乙が工程改善等の支援に係る改善提案に基づく改善活動を実施中、必要に応じて、その履行状況を確認することができる。

(改善結果の取扱い)

- 第2条 前条第1項に基づき工程改善等の支援を実施した場合、甲は、乙に対してその実施結果を報告する。
- 2 甲は、前項に規定する工程改善等の支援の実施結果及びこれに基づいて乙が実施した改善活動の結果等の工程改善等に資する知見について、次に掲げる事務を行うことができる。
- (1) 類型化して管理し、生産性向上推進制度を運用する目的で使用する事
こと。
- (2) 甲が管理するホームページ等において匿名性を確保した上で公表すること及びそれにより乙以外の契約相手方等が活用すること
- 3 前項第2号に規定する公表及び活用（以下「公表等」という。）は、乙が当該工程改善等の支援の申請時又は遅くとも当該公表等を行う時点までに公表等を控える旨を申し出た部分を除いて行う。この場合において、申し出の範囲は次に掲げる事項を基準とする。
- (1) 乙の特許権その他の排他的権利により保護される情報
- (2) 営業秘密（不正競争防止法（平成5年5月19日。法第47号）第2条第6項）
- (3) その他前2号に準ずる情報

- 4 甲は、前項に規定する申し出の内容について、乙と公表等の可否を調整することができる。
- 5 甲及び乙は、第2項第2号に規定する公表等に関し、紛争の未然防止を目的として、相互に公表の前にその内容について確認を求めることができる。この場合において、甲は、事前確認義務を負うものではなく、確認がないことをもって公表等を妨げない。
- 6 第3項に規定する乙による申し出がなかった場合、公表等を乙が承諾したものとみなす。

原価改善申請書【記入例及び注意事項】

1 申請案件

〇〇の〇〇工程の改善

※ 部外力を活用した工程改善等の支援を利用した結果に基づく改善の場合、その旨を記載するとともに支援対象を特定する文書（「工数改善等支援実施の可否について（通知）」など）を記載すること

2 申請番号

〇〇－〇〇号

3 申請年月日

4 申請事業者名等

ア 住所

イ 会社名

ウ 代表者名

5 担当者の所属・氏名・番号

6 申請案件と同内容の技術変更提案の有無

※ 有の場合は承認文書の発簡記号、番号及び年月日を記載の上、当該文書を添付すること

※ 無の場合は「無」と記載すること

7 形態管理との関連

訂正受理（受理年月日：〇〇.〇〇.〇〇）

※ 1 有り、無しの区分について記載すること

※ 2 有りの場合については理由も示すこと

8 受理欄（受理者記入）

※ 1 受理、訂正受理、不受理の区分について記載すること

※ 2 受理、訂正受の場合は受理年月日を記載すること

※ 3 不受理の場合は、理由と不受理決定日を記載すること

9 運用する装備品等の名称、型式、製造番号、納入年度等

1 0 申請の内容

1 1 申請の対象となる契約

※ 調達要求番号、契約品名、契約金額、認証番号・認証年月日、契約方式・契約方法、数量・納期、担当地方防衛局等について記載

1 2 申請に添付する資料

○○を示す資料

1 3 申請によって影響を受ける事項

※ 安全性、信頼性、整備性、操作性、互換性、耐久性、性能、電子計算機プログラム、関連機器等、質量、重心、容積、試験、補用品、官給品等について記載

1 4 変更される部品等

※ 1 有り、無しの区分について記載すること

※ 2 有りの場合については該当部品を示すこと

1 5 変更に必要なとする器材等

※ 1 有り、無しの区分について記載すること

※ 2 有りの場合については該当器材等を示すこと

1 6 変更を要する技術資料

※ 1 有り、無しの区分について記載すること

※ 2 有りの場合については該当技術資料を示すこと

1 7 確認試験の要否及び内容

※ 1 必要、不要の区分について記載すること

※ 2 必要の場合については該当部品を示すこと

1 8 コスト削減額の見積

※ 部品等の価格変動、技術変更に要する経費、試験に要する経費、削減される経費

1 9 既納品への処置

※ 1 必要性あり、必要性なしの区分について記載すること

※ 2 必要性ありの場合については該当品を示すこと

20 契約納期への影響

※ 有り、無しの区分について記載すること

21 審議項目に対するチェックリスト

付紙のとおり

22 その他事項

生産性向上推進制度に関する確認書【記入例】

2 生産性向上推進制度に関する事項

- (1) 生産性向上推進制度の適用を受ける契約の範囲
 ○○式○○○の製造
 ○○式○○○の修理役務
- (2) 生産性向上推進制度の適用期間
 平成○年○月○日 ～ 平成○年○月○日（5年間）
- (3) 原価改善取組の方法
 ○○工程における溶接方法の変更（細部は別添資料のとおり）
- (4) 原価改善取組に係る調達数量
 ○○機
- (5) 原価改善取組によるコスト削減額
 1機あたり○○円（税抜）
- (6) コスト削減後の対象工程等原価及び内訳
 1機あたり○○円（税抜）

うち、直接材料費	うち、直接経費	うち、加工費（該当工数）
○○円	○○円	○○円（○○時間）

(7) 適用期間の各年度でのインセンティブ料

インセンティブ料	原価改善申請の認定決定日から契約締結日までの経過年数				
	1年度目 以内	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目
補填 インセンティブ料	○○円（前号のコスト削減額）×各年度の利益率				
報奨 インセンティブ料	円	円	円	円	円

(8) 生産性向上推進制度の適用を受ける契約の取扱いに関する事項

申請契約が特約条項第10条第2項第1号に該当することが確認されたことから、甲が行う公示により新規参入者が確認されない限り、生産性向上推進制度の適用を受ける契約を締結する場合には、乙との随意契約により契約することを基本とする。

生産性向上推進制度の適用を受ける契約に関する特約条項

【第2条第2項の表の記載例】

- (1) この特約条項を適用する時点でインセンティブ料が確定している場合（(3)の場合を除く。）

コスト削減額	1機あたり 〇〇〇円
対象工程等原価 (令和〇年度価格)	直接材料費：1機あたり 〇〇〇円 直接経費：1機あたり 〇〇〇円 加工費：1機あたり 〇〇〇円
補填インセンティブ料	1機あたり 〇〇〇円
報奨インセンティブ料	1機あたり 〇〇〇円

- (2) この特約条項を適用する時点でインセンティブ料が確定していない場合（(3)の場合を除く。）

コスト削減額 及び インセンティブ料	生産性向上推進制度に関する特約条項第5条第1項に規定する確認額（この契約条項が付された契約の納期以前に確認を終えない場合は0円とする。）
--------------------------	--

- (3) 確認書の交換日以前に一般確定契約である申請契約についてこの特約条項を適用する場合

コスト削減額	生産性向上推進制度に関する特約条項第5条第1項に規定する確認額（この契約条項が付された契約の納期以前に確認を終えない場合は0円とする。）
インセンティブ料	生産性向上推進契約制度に関する特約条項第6条第4項の規定により、契約金額に含まれるインセンティブ料なし。